

# 交通事故措置マニュアル

## 現場措置

警察への通報  
救急車の手配

交通警察 104、511 - 7379 (Policia de Transito)  
救急車 911 (Sistema Unico de Manejo de Emergencias)  
\* 455 (Cruz Roja)

負傷者の救護

エイズ等の感染に要注意(血に触るな!)

現場保存

交通の妨害にならない安全な場所への車両の移動及び交通事故報告書の作成。ただし下記 ~ に該当する場合は、警察官の指示があるまで、事故車両は衝突した位置に停車。本人は貴重品と共に安全な場所へ移動。  
衝突したものが固定物(ガードレールや電柱、塀等)である場合。怪我人が発生した場合。事故車両が自走できない場合。

相手方の人定確認

免許証、身分証明書等で名前、電話番号を確認。

目撃者等の確保

できれば名前と電話番号を確認。

現場検証の立合い

現場検証後、事故調書への記載を求められるので、事故発生状況について認識事実をそのまま記載する。警察官は、当事者の申告、署名の後、実況見分内容を記載、署名する。

現場写真撮影

保険会社への連絡

当事者との示談交渉等は、保険会社に委託(保険証写しは車載しておく。)

レッカー車の手配

レッカー会社 24時間営業 「Gruas de Salerno, S.A」 221 - 8877  
「Gruas Movil」 221 - 0022  
221 - 0012

【通常約1ヶ月後】

陸運交通局への出頭

事故処理後、交通警察官から呼び出しカードが手交されるので、指定日時に陸運交通局(ATT)に出頭、刑事罰(多くは罰金)、行政処分(免許停止及び取り消し)、民事罰(対人、対物補償)の宣告。